

令和6年度事業計画

基本方針

令和6年度は、公園・緑地、スポーツ施設について、指定管理者としての指定期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）の最終年となります。

これらの指定管理施設はもちろんのこと、市からの受託事業を含めたすべての施設について、令和7年度以降においても引き続き受託できるよう、各施設の維持管理を適正に行うとともに快適性・利便性の向上に努めてまいります。

新型コロナ第5類へ移行後、全国的に人の動きが活発となり、緩和ムードが進む中で飲食や旅行などの機会も増え、当然ながら公園やスポーツを利用する方々も増えてまいりました。

レクリエーションやイベント、自然とのふれあい、体育活動等において、適切に管理運営を行いながら、安全で安心して快適に利用できるようサービスの提供に努めます。

施設の多くが老朽化していることから、必要に応じた修繕等を行うとともに、少しでも快適な施設環境となるよう公社として可能な範囲のなかで、トイレの洋式化や照明のLED化等に努め、効率的で効果的な経営を行ってまいります。